

鉛作業主任者技能講習のご案内

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

当連合会では、下記により、鉛作業主任者技能講習を実施します。

労働安全衛生法では、事業者は、労働災害を防止するため、鉛業務（遠隔操作によって行なう隔離室におけるものを除く）に係る作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから「鉛作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等の上記職務を行わせなければならないと定めています。（労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第19号、別表第18第21号）

※「鉛作業主任者」は、①鉛業務に従事する労働者が鉛や鉛化合物により汚染されないように労働者を直接指揮し、②万一、鉛等によって身体が汚染されたことを発見したときは、直ちに除染するほか、③局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒および除じん装置の点検、④労働衛生保護具等の使用状況の監視、⑤鉛装置の内部における業務についての指導・監督を行う責任者のことです。

1年に1回の講習です。是非ともこの機会に、安全衛生管理体制を整備し労働災害防止の徹底を図るため、対象者の受講方ご配慮いただきますようご案内申し上げます。

日程	平成31年2月5日（火）及び6日（水）の2日間 第1日目 9時00分～16時10分 第2日目 9時00分～15時50分
会場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 電話 027-224-6692
定員	50名
科目等	・作業環境の改善方法に関する知識（3時間） ・鉛中毒と予防措置健康障害及び予防措置に関する知識（3時間） ・保護具に関する知識（1時間） ・関係法令（3時間） ◎学科講習に係る「修了試験」（1時間）
講習料	講習料12,528円（テキスト代1,600円及び消費税含む） 直接お申込みいただくか、口座振込みでお願いします。
その他	・受付は、午前8時50分までに済ませて下さい。（時間厳守） ・午前8時50分より10分間、オリエンテーションがあります。 ・全科目の所定時間を修了し、かつ修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付（郵送）いたします。